

平成27年 第1回

# 戸田市教育委員会定例会

平成27年1月22日（木）午前9時30分

戸田市役所3階教育委員室

戸田市教育委員会

# 第1回教育委員会（定例会）次第

1. 開会

2. 前回の会議録の承認

3. 教育長の報告 別添 資料No.1 のとおり

4. 議事

ページ

## (1) 議案

|          |  |    |
|----------|--|----|
| 議案第 1 号  | 教育委員会に属する職務権限のうち特例として市長の職務権限とするものを定める条例等の一部を改正する条例 (案) について……………別紙 |    |
| 議案第 2 号  | 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (案) について……………別紙                           |    |
| 議案第 3 号  | 戸田市教育委員会教育長の事務の委任又は代理に関する規則 (案) について……………別紙                        |    |
| 議案第 4 号  | 戸田市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則 (案) について……………別紙                            |    |
| 議案第 5 号  | 戸田市教育委員会会議規則の一部を改正する規則 (案) について……………別紙                             |    |
| 議案第 6 号  | 戸田市教育委員会会議傍聴人規則の一部を改正する規則 (案) について……………別紙                          |    |
| 議案第 7 号  | 戸田市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則 (案) について……………別紙                          |    |
| 議案第 8 号  | 戸田市教育委員会教育長職務代理者の指定に関する規則を廃止する規則 (案) について……………別紙                   |    |
| 議案第 9 号  | 戸田市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則 (案) について……………別紙                    |    |
| 議案第 10 号 | 戸田市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令 (案) について……………別紙                             |    |
| 議案第 11 号 | 戸田市学童等災害共済条例を廃止する条例 (案) について……………                                  | 1  |
| 議案第 12 号 | 戸田市学童等災害共済条例施行規則を廃止する規則 (案) について……………                              | 3  |
| 議案第 13 号 | 平成26年度一般会計教育委員会関係3月補正予算 (案) について……………                              | 4  |
| 議案第 14 号 | 平成26年度学童等災害共済事業特別会計3月補正予算 (案) について……………                            | 7  |
| 議案第 15 号 | 平成27年度一般会計教育委員会関係予算 (案) について……………                                  | 8  |
| 議案第 16 号 | 平成27年度海外留学奨学事業特別会計予算 (案) について……………                                 | 15 |

5. その他

(1) 次回の教育委員会の日程（案）

平成27年2月19日（木）午前9時30分～

(2) その他

6. 閉 会

# 地方教育行政の組織及び運営に関する 法律の一部改正に伴う本市関係例規の 整備について

|        |  |    |
|--------|--|----|
| 議案第 1号 | 教育委員会に属する職務権限のうち特例として市長の職務権限とするものを定める条例等の一部を改正する条例（案）について…………… | 7  |
| 議案第 2号 | 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則（案）について……                              | 13 |
| 議案第 3号 | 戸田市教育委員会教育長の事務の委任又は代理に関する規則（案）について……………                        | 14 |
| 議案第 4号 | 戸田市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則（案）について……                               | 15 |
| 議案第 5号 | 戸田市教育委員会会議規則の一部を改正する規則（案）について……                                | 16 |
| 議案第 6号 | 戸田市教育委員会会議傍聴人規則の一部を改正する規則（案）について…                              | 19 |
| 議案第 7号 | 戸田市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則（案）について…                              | 20 |
| 議案第 8号 | 戸田市教育委員会教育長職務代理者の指定に関する規則を廃止する規則（案）について……………                   | 21 |
| 議案第 9号 | 戸田市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則（案）について……………                    | 22 |
| 議案第10号 | 戸田市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令（案）について……………                             | 35 |

# 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正内容及び今後の対応について

## 1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（地教行法）の改正内容 （平成26年6月20日公布、平成27年4月1日施行）

### (1) 改正の趣旨

教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長と教育委員会との連携の強化、地方に対する国の関与の見直し等、教育委員会制度の抜本的改革を行う。

### (2) 主な改正点

#### ① 教育行政における責任体制の明確化

- ア 教育委員長と教育長を一本化した新教育長を置く。
- イ 新教育長は、首長が議会の同意を得て、直接任命・罷免を行う。
- ウ 新教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表（教育委員会会議の主宰者、具体的な事務執行の責任者、教育委員会事務局の指揮監督者）する。新教育長の任期は、3年とする。
- エ 新教育長は、委員の中から職務代理者を選任する。

#### ② 新教育長へのチェック機能の強化及び教育委員会会議の透明化

- ア 教育委員は、委員定数3分の1（新教育長を除く4名の委員の $1/3=2$ 名）以上で会議招集の請求ができる。
- イ 新教育長は委任された事務の管理・執行状況について教育委員会に報告しなければならない。
- ウ 教育委員会会議の透明化のため、会議の議事録（要点筆記ではなく、会議での発言を全て記載したもの）を作成・公表するよう努めなければならない。

#### ③ 総合教育会議の設置・教育に関する大綱の策定

- ア 首長は、総合教育会議を設ける。（平成27年4月1日必置ではないが、改正法施行後できるだけ早めに設置すること）

会議は、首長が招集し、首長及び教育委員会により構成される。会議は原則公開し、会議の議事録（要点筆記ではなく、会議での発言を全て記載したもの）を作成・公表するよう努めなければならない。

イ 首長は、総合教育会議において、教育委員会と協議・調整し、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を策定する。（既に定められている教育振興計画等をもって大綱に代えると総合教育会議で判断した場合には、別途大綱を策定する必要はない。）

ウ 大綱の主たる記載事項は各地方公共団体の判断に委ねられているが、主として、学校の耐震化、学校の統廃合、少人数教育の推進、総合的な放課後対策、幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育・保育の充実等、予算や条例等の地方公共団体の長の有する権限に係る事項についての目標や根本となる方針が考えられる。

また、大綱は首長の任期、教育振興計画等の計画期間を勘案し、4～5年に1回策定されることを想定している。

エ 総合教育会議における協議・調整事項

- ・大綱の策定
- ・教育の条件整備など重点的に講ずべき施策
- ・児童生徒等の生命・身体の保護など緊急の場合に講ずべき措置

オ 総合教育会議の開催回数等

大綱策定年には複数回開催されることが想定されるが、回数については適宜

(3) 国の地方公共団体への関与の見直し

児童生徒等の生命又は身体への被害の拡大又は発生を防止する緊急の必要がある場合に、文部科学大臣が教育委員会に対して指示することができることを明確化

(4) その他

- ① 改正法施行時における旧教育長は、委員としての任期満了まで従前の例により在職する。（現行どおり教育委員長と教育長が在職する。）
- ② 政治的中立性、継続性・安定性を確保するため、教育委員会を引き続き合議制の執行機関とし、総合教育会議で首長と協議・調整は行うが、最終的な執行権限は教育委員会に留保されている。

(5) 施行期日

平成27年4月1日

## 2 地教行法の改正により改正が必要な例規

主に、  
 ・地教行法の改正による条ズレ  
 ・教育委員長職の廃止  
 ・教育長の位置付けの変更  
 ・教育委員のチェック機能の強化  
 による改正

| 区分                      | 名 称                                       | 所管課   |
|-------------------------|---|-------|
| 条<br>例                  | ① 戸田市議会委員会条例                              | 議会事務局 |
|                         | ② 教育委員会に属する職務権限のうち特例として市長の職務権限とするものを定める条例 | 人事課   |
|                         | ③ 戸田市特別職の職員で非常勤の者等の報酬及び費用弁償に関する条例         |       |
|                         | ④ 戸田市特別職報酬等審議会条例                          |       |
|                         | ⑤ 戸田市教育委員会教育長の給料等に関する条例                   | 教育総務課 |
|                         | ⑥ 戸田市海外留学奨学資金等給与条例                        |       |
| 規<br>則                  | ⑦ 戸田市行政組織規則                               | 経営企画課 |
|                         | ⑧ 管理職員等の範囲を定める規則                          | 人事課   |
|                         | ⑨ 戸田市教育委員会教育長の事務の委任又は代理に関する規則（新規制定）       | 教育総務課 |
|                         | ⑩ 戸田市教育委員会公告式規則                           |       |
|                         | ⑪ 戸田市教育委員会会議規則                            |       |
|                         | ⑫ 戸田市教育委員会会議傍聴人規則                         |       |
|                         | ⑬ 戸田市教育委員会事務局組織規則                         |       |
|                         | ⑭ 戸田市教育委員会教育長職務代理者の指定に関する規則（廃止）           |       |
| ⑮ 戸田市教育委員会教育長に対する事務委任規則 |   |       |
| 訓令                      | ⑯ 戸田市教育委員会公印規程                            |       |

\*網掛けの例規については、教育総務課で一括改正せず、所管課に改正を依頼した例規（教育委員会制度改革以外の改正等があるため）

## 3 条例改正について

教育委員会に属する職務権限のうち特例として市長の職務権限とするものを定める条例等の一部を改正する条例について

…教育委員会に属する職務権限のうち特例として市長の職務権限とするものを定める条例、戸田市特別職報酬等審議会条例、戸田市教育委員会教育長の給料等に関する条例及び戸田市海外留学奨学資金等給与条例を一括して改正（上記表の②・④・⑤・⑥の条例）

**【改正点】**

- ・教育委員会に属する職務権限のうち特例として市長の職務権限とするものを定める条例の一部改正について（第1条）
  - 地教行法の改正による条ズレに伴う改正
- ・戸田市特別職報酬等審議会条例の一部改正について（第2条）
  - 教育長が一般職から特別職に位置づけられることによる改正
- ・戸田市教育委員会教育長の給料等に関する条例の一部改正について（第3条）
  - 教育長の給料等を条例で定めなければならないと規定されている教育公務員特例法第16条が削除され、その根拠法令が地方自治法第204条になったことによる改正及び字句の整理
- ・戸田市海外留学奨学資金等給与条例の一部改正について（第4条）
  - 教育委員長職の廃止に伴う改正及び字句の整理

**【施行期日】**

平成27年4月1日

4 規則・訓令改正について（上記表の⑧～⑩の規則・訓令）

**【改正点】**

- ・管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について
  - 教育長が一般職から特別職に位置づけられることによる改正
- ・戸田市教育委員会教育長の事務の委任又は代理に関する規則の新規制定について
  - 教育長職務代理者（委員のうちから教育長が指名）が行う職務のうち、具体的な事務の執行等、職務代理者が自ら事務局を指揮監督して事務執行を行うことが困難な場合、地教行法第25条第4項の規定に基づき、その職務を教育委員会事務局職員に委任するための規則



- ・ 戸田市教育委員会会議規則の全部改正について  
→教育委員長職の廃止・教育長の教育委員会会議での役割の変更に伴う改正、教育長職務代理者の任期の規定、教育委員のチェック機能の強化（教育委員からの会議招集請求についての規定、教育長が委任された事務の管理・執行状況の報告に関する規定及びその報告時期の規定）に伴う改正及び字句の整理
- ・ 戸田市教育委員会公告式規則の一部改正について  
→地教行法の改正による条ズレに伴う改正及び字句の整理
- ・ 戸田市教育委員会会議傍聴人規則の一部改正について  
→教育委員長職の廃止・教育長の教育委員会会議での役割の変更に伴う改正及び字句の整理
- ・ 戸田市教育委員会事務局組織規則の一部改正について  
→地教行法の改正による条ズレに伴う改正及び字句の整理
- ・ 戸田市教育委員会教育長職務代理者の指定に関する規則の廃止について  
→教育委員会の指揮監督のもとに教育委員会事務局の事務をつかさどる教育長の職務代理者は、これまで教育部長（教育部長に事故があるときは、次長）とされてきたが、地教行法の改正に伴い、教育長職務代理者は教育委員会委員のうちから教育長が指名することとされたため、旧制度の規則を廃止する。
- ・ 戸田市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部改正について  
→地教行法の改正による条ズレに伴う改正
- ・ 戸田市教育委員会公印規程の一部改正について  
→教育委員長職・教育委員長職務代理者職の廃止に伴う改正

**【施行期日】**

平成27年4月1日



教育委員会に属する職務権限のうち特例として市長の職務権限とするものを定める条例等の一部を改正する条例（案）

（教育委員会に属する職務権限のうち特例として市長の職務権限とするものを定める条例の一部改正）

第1条 教育委員会に属する職務権限のうち特例として市長の職務権限とするものを定める条例（平成19年条例第24号）の一部を次のように改正する。

本則中「第24条の2第1項」を「第23条第1項」に改める。

（戸田市特別職報酬等審議会条例の一部改正）

第2条 戸田市特別職報酬等審議会条例（昭和39年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条中「及び副市長」を「、副市長及び教育長」に改める。

（戸田市教育委員会教育長の給料等に関する条例の一部改正）

第3条 戸田市教育委員会教育長の給料等に関する条例（昭和39年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第16条第2項」を「地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項」に、「基き」を「基づき」に改める。

（戸田市海外留学奨学資金等給与条例の一部改正）

第4条 戸田市海外留学奨学資金等給与条例（昭和53年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 教育委員会教育長

(3) 学識経験者 若干名

第5条第1項第4号を削り、同条第2項中「前項第4号」を「前項第3号」に改め、同条第3項中「第1項第1号から第3号まで」を「第1項第1号及び第2号」に、「、その」を「その」に、「第4号」を「同項第3号」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

教育委員会に属する職務権限のうち特例として市長の職務権限とするものを定める条例（第1条関係）新旧対照表

| 改正前   | 改正後(案)  |
|---|---|
| <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第24条の2第1項</u>の規定により、市長が管理し、及び執行することとする教育に関する事務を次のとおり定める。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>附 則 (略)</p> | <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第23条第1項</u>の規定により、市長が管理し、及び執行することとする教育に関する事務を次のとおり定める。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>附 則 (略)</p> |

戸田市特別職報酬等審議会条例（第2条関係）新旧対照表

| 改正前   | 改正後(案)  |
|---|---|
| <p>第1条（略）<br/>（所掌事務）</p> <p>第2条 市長は、議員報酬並びに市長及び副市長の給料（以下「議員報酬等」という。）の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、議員報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする。</p> <p>第3条～第7条（略）<br/>附 則（略）</p> | <p>第1条（略）<br/>（所掌事務）</p> <p>第2条 市長は、議員報酬並びに市長、副市長及び教育長の給料（以下「議員報酬等」という。）の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、議員報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする。</p> <p>第3条～第7条（略）<br/>附 則（略）</p> |

戸田市教育委員会教育長の給料等に関する条例（第3条関係）新旧対照表

| 改正前   | 改正後(案)  |
|---|---|
| <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第16条第2項の規定に基き</u>、戸田市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の給料、その他の給与及び勤務時間等について定めることを目的とする。</p> <p>第2条～第6条 （略）</p> <p>附 則 （略）</p> | <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項の規定に基づき</u>、戸田市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の給料、その他の給与及び勤務時間等について定めることを目的とする。</p> <p>第2条～第6条 （略）</p> <p>附 則 （略）</p> |

戸田市海外留学奨学資金等給与条例（第4条関係）新旧対照表

| 改正前  | 改正後(案)   |
|--|--|
| <p>第1条～第4条（略）</p> <p>第5条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) <u>教育委員会委員長</u></p> <p>(3) <u>教育委員会教育長</u></p> <p>(4) <u>学識経験者若干名</u></p> <p>2 <u>前項第4号</u>の委員は、教育委員会が市長と協議して委嘱する。</p> <p>3 委員の任期は、<u>第1項第1号から第3号まで</u>にあつては、<u>その在任期間</u>とし、<u>第4号</u>にあつては4年とする。</p> <p>第6条～第16条（略）</p> <p>附 則 （略）</p> | <p>第1条～第4条（略）</p> <p>第5条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) <u>教育委員会教育長</u></p> <p>(3) <u>学識経験者 若干名</u></p> <p>2 <u>前項第3号</u>の委員は、教育委員会が市長と協議して委嘱する。</p> <p>3 委員の任期は、<u>第1項第1号及び第2号</u>にあつては<u>その在任期間</u>とし、<u>同項第3号</u>にあつては4年とする。</p> <p>第6条～第16条（略）</p> <p>附 則 （略）</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、平成27年4月1日から施行する。</u></p> |





管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則（案）

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年公平委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1教育委員会事務局の項中「教育長、」を削る。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

戸田市教育委員会教育長の事務の委任又は代理に関する規則（案）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第4項の規定に基づき、教育長の事務を委任し、又は代理させる者として次のとおり指定する。

- (1) 教育部長
- (2) 教育部長に事故があるとき又は教育部長が欠けたときは、次長の職にある職員。ただし、次長が2人以上あるときは、あらかじめ教育委員会が定めた順序でその職務を代理する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

戸田市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則（案）

戸田市教育委員会公告式規則（昭和31年教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第14条第2項」を「（昭和31年法律第162号）第15条第2項」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

## 戸田市教育委員会会議規則（案）

戸田市教育委員会会議規則（昭和31年教育委員会規則第4号）の全部を改正する。

### 目次

第1章 職務代理者（第1条・第2条）

第2章 会議（第3条—第18条）

第3章 会議録（第19条—第22条）

### 附則

#### 第1章 職務代理者

第1条 教育長に事故があるとき又は教育長が欠けたときは、委員のうちから教育長が指名するものが教育長の職務を代理する。

第2条 職務代理者の任期は、1年とする。ただし、再任されることができる。

#### 第2章 会議

第3条 教育委員会の会議（以下「会議」という。）は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）に規定するもののほか、この規則の定めるところによる。

第4条 会議は、教育長が必要であると認めるときに招集する。

2 教育長は、委員の定数の3分の1以上の委員から会議に付議すべき事件を示して会議の招集を請求された場合には、遅滞なく、これを招集する。

第5条 会議の招集は、会議開催の場所及び日時並びに会議に付すべき事件をあらかじめ各委員に通知して行う。

第6条 各委員は、各招集の当日指定の時刻までに指定の場所に参集しなければならない。

2 委員は招集に応ずることができないときは、この事由を具して会議開会前までに教育長に届け出なければならない。

第7条 開会及び閉会は、教育長が行う。

第8条 教育長は、戸田市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和52年教育委員会規則第1号）の規定により委任された事務の管理及び執行の状況について、必要に応じ、会議で報告する。

第9条 会議は、おおむね次の順序で行う。

(1) 開会

(2) 前回会議録の承認

- (3) 教育長の報告
- (4) 議事
- (5) その他
- (6) 閉会

第10条 委員は、動議を提出することができる。

2 動議が提出されたときは、教育長は会議に諮ってこれを議題としなければならない。

第11条 動議を提出し、又は討論しようとする者は、教育長の許可を得て発言しなければならない。

第12条 議題の審議中は、他の議題について発言することはできない。

第13条 教育委員会に対して請願又は陳情をしようとする者は、教育長の許可する時間内において事情を述べることができる。

第14条 教育長において論旨が尽きたと認めたときは、会議に諮って採決しなければならない。

第15条 教育長は、順次各委員の賛否の意見を求めて採決する。

2 教育長は必要があると認めるときは、会議に諮って記名又は無記名の投票によって採決することができる。

第16条 修正の動議は、原案に先立って可否を決する。

第17条 会議の傍聴の手續、傍聴人の守るべき事項その他傍聴に関して必要な事項は、別に定める。

第18条 この章に定めるもののほか会議の運営について必要な事項は、教育長が会議に諮って定める。

### 第3章 会議録

第19条 会議録は、教育長が事務局職員中から指名したものにこれを作成させる。

2 会議録には、出席委員及びこれを調製した職員が署名しなければならない。

第20条 会議録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 開会及び閉会に関する事項
- (2) 出席委員の氏名
- (3) 委員及び傍聴人を除くほか議場に出席した者の氏名
- (4) 教育長等の報告の内容
- (5) 議題及び議事の内容及び審議経過

- (6) 議題となった動議を提出した者の氏名
- (7) 質問し、又は討論した者の氏名及びその内容
- (8) 議決事項
- (9) その他教育長又は会議において必要と認めた事項

第21条 会議録に記載した事項に関して委員中に異議があるときは、教育長はこれを会議に諮って決定する。

第22条 この章に定めるもののほか会議録について必要な事項は、教育長が会議に諮って定める。

#### 附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

戸田市教育委員会会議傍聴人規則の一部を改正する規則（案）

戸田市教育委員会会議傍聴人規則（平成14年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中「委員長」を「教育長」に改める。

第5条第1項第1号中「、人」を「人」に改め、同項第2号中「、プラカード」を「又はプラカード」に改め、同項第3号中「、無線機」を「又は無線機」に改め、同条第2項中「委員長」を「教育長」に、「第5号」を「第4号」に改め、同条第3項中「委員長」を「教育長」に改める。

第8条中「委員長」を「教育長」に改める。

第1号様式及び第2号様式中「戸田市教育委員会委員長」を「戸田市教育委員会教育長」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

戸田市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則（案）

戸田市教育委員会事務局組織規則（昭和48年教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第18条第2項」を「第17条第2項」に改める。

第5条第1項及び第2項中「第19条第3項」を「第18条第3項」に改め、同条第3項中「、上司」を「上司」に、「、社会教育主事」を「社会教育主事」に、「たすける」を「助ける」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。



戸田市教育委員会教育長職務代理者の指定に関する規則を廃止する規則  
(案)

戸田市教育委員会教育長職務代理者の指定に関する規則（昭和62年教育委員会規則第5号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

戸田市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則  
(案)

戸田市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和52年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第26条第1項」を「第25条第1項」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則新旧対照表

| 改正前                |   | 改正後(案)  |   |
|--------------------|---|---|---|
| 本則 (略)<br>附 則 (略)  |   | 本則 (略)<br>附 則 (略)<br>附 則<br><u>この規則は、平成27年4月1日から施行する。</u> |   |
| 別表第1 (第2条関係)<br>本庁 |   | 別表第1 (第2条関係)<br>本庁  |   |
| 機関                 | 職   | 機関  | 職   |
| (略)                | (略)   | (略)   | (略)   |
| 教育委員会事務局           | 教育長、教育部長、参事、参与、次長、副参事、課長、担当課長、主幹、教育総務課において教育長の秘書及び人事業務を担当する副主幹、学務課において県費負担教職員等の人事業務を担当する副主幹 | 教育委員会事務局  | 教育部長、参事、参与、次長、副参事、課長、担当課長、主幹、教育総務課において教育長の秘書及び人事業務を担当する副主幹、学務課において県費負担教職員等の人事業務を担当する副主幹 |
| (略)                | (略)   | (略)   | (略)   |
| 別表第2 (略)           |   | 別表第2 (略)  |   |

戸田市教育委員会公告式規則新旧対照表

| 改正前  | 改正後(案)  |
|--|---|
| <p>第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律<u>第14条第2項</u>の規定に基づき、教育委員会規則その他教育委員会の規程で公表を要するもの（以下「規則等」という。）の公告式は、戸田市公告式条例（昭和36年条例第14号）の規定を準用する。</p> <p>第2条 （略）</p> <p>附 則 （略）</p> | <p>第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第15条第2項</u>の規定に基づき、教育委員会規則その他教育委員会の規程で公表を要するもの（以下「規則等」という。）の公告式は、戸田市公告式条例（昭和36年条例第14号）の規定を準用する。</p> <p>第2条 （略）</p> <p>附 則 （略）</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、平成27年4月1日から施行する。</u></p> |

戸田市教育委員会会議規則新旧対照表

| 改正前   | 改正後(案)   |
|---|--|
| <p>第1章 <u>委員長及び職務代理者の選任方法</u></p> <p>第1条 <u>委員長の選挙は、会議に於て無記名投票により行い有効投票の最多数を得た者（其の者が2人以上あるときはこれらのうちからくじで定めたるもの）をもって当選人とする。</u></p> <p>第2条 <u>委員長が事故があるとき又は欠けたときは、前任の委員（前任の委員が2人あるときはこれらの者のうち年長のもの）が委員長の職務を代理する。</u></p> <p>第2章 会議</p> <p>第3条 <u>教育委員会の会議は地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定するもののほか、この規則の定めるところによる。</u></p> <p>第4条 <u>会議は委員長が必要であると認めるときに招集する。</u></p> | <p><u>目次</u></p> <p><u>第1章 職務代理者（第1条・第2条）</u></p> <p><u>第2章 会議（第3条—第18条）</u></p> <p><u>第3章 会議録（第19条—第22条）</u></p> <p><u>附則</u></p> <p>第1章 <u>職務代理者</u></p> <p>第1条 <u>教育長に事故があるとき又は教育長が欠けたときは、委員のうちから教育長が指名するものが教育長の職務を代理する。</u></p> <p>第2条 <u>職務代理者の任期は、1年とする。ただし、再任されることができる。</u></p> <p>第2章 会議</p> <p>第3条 <u>教育委員会の会議（以下「会議」という。）は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）に規定するもののほか、この規則の定めるところによる。</u></p> <p>第4条 <u>会議は、教育長が必要であると認めるときに招集する。</u></p> <p><u>2 教育長は、委員の定数の3分の1以上の委員から会議に付議すべき事件を示して会議の招集を請求された場合には、遅滞なく、これを招集する。</u></p> |

| 改正前  | 改正後(案)  |
|--|---|
| <p>第5条 会議の招集は会議開催の場所及び日時会議に付すべき事件をあらかじめ各委員に通知して行う。</p> <p>第6条 各委員は各招集の当日指定の時刻までに指定の場所に参集しなければならない。</p> <p>2 委員は招集に応ずることができないときはこの事由を具して会議開会前までに<u>委員長</u>に届けなければならない。</p> <p>第7条 開会及び閉会は<u>委員長がおこなう</u>。</p> <p><u>第8条</u> 会議はおおむね次の順序でおこなう。</p> <p>(1) 開会</p> <p>(2) <u>前</u>会議録の承認</p> <p>(3) 教育長の報告</p> <p>(4) 議事</p> <p>(5) <u>其の他</u></p> <p>(6) 閉会</p> <p><u>第9条</u> 委員は動議を提出することができる。</p> <p>2 動議が提出されたときは<u>委員長は会議にはかつてこれを議題</u>としなければならない。</p> <p><u>第10条</u> 動議を提出し又は討論しようとする者は、<u>委員長</u>の許</p> | <p>第5条 会議の招集は、<u>会議開催の場所及び日時並びに</u>会議に付すべき事件をあらかじめ各委員に通知して行う。</p> <p>第6条 各委員は、<u>各招集の当日指定の時刻までに指定の場所に</u>参集しなければならない。</p> <p>2 委員は招集に応ずることができないときは、<u>この事由を具して</u>会議開会前までに<u>教育長</u>に届け出なければならない。</p> <p>第7条 開会及び閉会は<u>教育長が行う</u>。</p> <p><u>第8条</u> <u>教育長は、戸田市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和52年教育委員会規則第1号）の規定により委任された事務の管理及び執行の状況について、必要に応じ、会議で報告する。</u></p> <p><u>第9条</u> 会議は、<u>おおむね次の順序で行う</u>。</p> <p>(1) 開会</p> <p>(2) <u>前回</u>会議録の承認</p> <p>(3) 教育長の報告</p> <p>(4) 議事</p> <p>(5) <u>その他</u></p> <p>(6) 閉会</p> <p><u>第10条</u> 委員は、<u>動議を提出することができる</u>。</p> <p>2 動議が提出されたときは、<u>教育長は会議に諮ってこれを議題</u>としなければならない。</p> <p><u>第11条</u> 動議を提出し、<u>又は討論しようとする者は、教育長の</u></p> |

| 改正前  | 改正後(案)   |
|--|--|
| <p>可を<u>えて</u>発言しなければならない。</p> <p><u>第11条</u> 議題の審議中は他の議題について発言することはできない。</p> <p><u>第12条</u> 教育委員会に対して請願又は陳情をしようとするものは、<u>委員長</u>の許可する時間内において事情を<u>のべる</u>ことができる。</p> <p><u>第13条</u> <u>委員長</u>において論旨が尽きたと認めるときは<u>会議には</u>かかって採決しなければならない。</p> <p><u>第14条</u> <u>委員長</u>は順次各委員の賛否の意見を求めて採決する。<br/>2 <u>委員長</u>は必要があると認めるときは、<u>会議には</u>かかって記名又は無記名の投票によって採決することができる。</p> <p><u>第15条</u> 修正の動議は原案に<u>さきだ</u>って可否を決する。</p> <p><u>第16条</u> 会議の傍聴の手続、傍聴人の守るべき事項、<u>その他</u>傍聴に関して必要な事項は別に定める。</p> <p><u>第17条</u> この章に定めるもののほか、<u>会議の運営</u>について必要な事項は<u>委員長</u>が<u>会議には</u>かかって定める。</p> <p>第3章 会議録</p> <p><u>第18条</u> <u>会議の次第</u>は<u>会議録</u>に記載しなければならない。</p> <p><u>第19条</u> 会議録は<u>委員長</u>が事務局職員中より<u>教育長</u>の<u>推せんするものを指名して</u>これを作成させる。<br/>2 会議録には出席委員及びこれを<u>調整した</u>職員が署名しなければならない。</p> | <p>許可を<u>得て</u>発言しなければならない。</p> <p><u>第12条</u> 議題の審議中は、<u>他の議題</u>について発言することはできない。</p> <p><u>第13条</u> 教育委員会に対して請願又は陳情をしようとする者は、<u>教育長</u>の許可する時間内において事情を<u>述べる</u>ことができる。</p> <p><u>第14条</u> <u>教育長</u>において論旨が尽きたと認めるときは、<u>会議に</u>諮って採決しなければならない。</p> <p><u>第15条</u> <u>教育長</u>は、順次各委員の賛否の意見を求めて採決する。<br/>2 <u>教育長</u>は必要があると認めるときは、<u>会議に</u>諮って記名又は無記名の投票によって採決することができる。</p> <p><u>第16条</u> 修正の動議は、<u>原案に先立</u>って可否を決する。</p> <p><u>第17条</u> 会議の傍聴の手続、傍聴人の守るべき事項<u>その他</u>傍聴に関して必要な事項は、<u>別に</u>定める。</p> <p><u>第18条</u> この章に定めるもののほか<u>会議の運営</u>について必要な事項は、<u>教育長</u>が<u>会議に</u>諮って定める。</p> <p>第3章 会議録</p> <p><u>第19条</u> 会議録は、<u>教育長</u>が事務局職員中から<u>指名したものに</u>これを作成させる。<br/>2 会議録には、<u>出席委員</u>及びこれを<u>調製した</u>職員が署名しなければならない。</p> |

| 改正前  | 改正後(案)  |
|--|---|
| <p>第20条 会議録には次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 開会及び閉会に関する事項</p> <p>(2) 出席委員の氏名</p> <p>(3) 委員及び傍聴人を除くほか議場に出席した者の氏名</p> <p>(4) 教育長等の報告の<u>要旨</u></p> <p>(5) 議題及び議事の<u>大要</u></p> <p>(6) 議題となった動議を提出した者の氏名</p> <p>(7) 質問又は討論した者の氏名及びその<u>要旨</u></p> <p>(8) 議決事項</p> <p>(9) その他<u>委員長</u>又は会議において必要と認めた事項</p> <p>第21条 会議録に記載した事項に関して委員中に異議があるときは<u>委員長</u>はこれを会議にはかつて決定する。</p> <p>第22条 この章に定めるもののほか、<u>会議録</u>について必要な事項は、<u>委員長</u>が会議にはかつて定める。</p> <p>附 則 (略)</p> | <p>第20条 会議録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 開会及び閉会に関する事項</p> <p>(2) 出席委員の氏名</p> <p>(3) 委員及び傍聴人を除くほか議場に出席した者の氏名</p> <p>(4) 教育長等の報告の<u>内容</u></p> <p>(5) 議題及び議事の<u>内容及び審議経過</u></p> <p>(6) 議題となった動議を提出した者の氏名</p> <p>(7) 質問し、又は討論した者の氏名及びその<u>内容</u></p> <p>(8) 議決事項</p> <p>(9) その他<u>教育長</u>又は会議において必要と認めた事項</p> <p>第21条 会議録に記載した事項に関して委員中に異議があるときは、<u>教育長</u>はこれを会議に諮って決定する。</p> <p>第22条 この章に定めるもののほか<u>会議録</u>について必要な事項は、<u>教育長</u>が会議に諮って定める。</p> <p>附 則 (略)</p> <p>附 則</p> <p><u>この規則は、平成27年4月1日から施行する。</u></p> |



戸田市教育委員会会議傍聴人規則新旧対照表

| 改正前   | 改正後(案)   |
|---|--|
| <p>第1条 (略)</p> <p>(傍聴人の制限)</p> <p>第2条 <u>委員長</u>は、傍聴席に余裕がないときは、傍聴人の員数を制限することができる。</p> <p>第3条・第4条 (略)</p> <p>(入場の禁止)</p> <p>第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、入場を禁止する。</p> <p>(1) 凶器、棒その他、<u>人</u>に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのあるものを携帯している者</p> <p>(2) 掲示板、<u>プラカード</u>の類を携帯している者</p> <p>(3) ラジオ、拡声器、<u>無線機</u>の類を携帯している者</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>2 <u>委員長</u>は、職員に傍聴人が前項第1号から第5号までに規定するものを携帯しているか否かを質問させ、又は確認させることができる。</p> <p>3 <u>委員長</u>は、前項の質問等を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。</p> <p>第6条・第7条 (略)</p> <p>(違反に対する措置)</p> <p>第8条 <u>委員長</u>は、傍聴人がこの規則に違反したと認めるときは、注意を与え、なお従わないときは、その者に退場を命ずること</p> | <p>第1条 (略)</p> <p>(傍聴人の制限)</p> <p>第2条 <u>教育長</u>は、傍聴席に余裕がないときは、傍聴人の員数を制限することができる。</p> <p>第3条・第4条 (略)</p> <p>(入場の禁止)</p> <p>第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、入場を禁止する。</p> <p>(1) 凶器、棒その他<u>人</u>に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのあるものを携帯している者</p> <p>(2) 掲示板<u>又はプラカード</u>の類を携帯している者</p> <p>(3) ラジオ、拡声器<u>又は無線機</u>の類を携帯している者</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>2 <u>教育長</u>は、職員に傍聴人が前項第1号から第4号までに規定するものを携帯しているか否かを質問させ、又は確認させることができる。</p> <p>3 <u>教育長</u>は、前項の質問等を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。</p> <p>第6条・第7条 (略)</p> <p>(違反に対する措置)</p> <p>第8条 <u>教育長</u>は、傍聴人がこの規則に違反したと認めるときは、注意を与え、なお従わないときは、その者に退場を命ずること</p> |

| 改正前   | 改正後(案)   |
|---|--|
| <p>ができる。</p> <p>2 傍聴人は、<u>委員長</u>に退場を命ぜられたときは、直ちに退場しなければならない。</p> <p>第9条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> | <p>ができる。</p> <p>2 傍聴人は、<u>教育長</u>に退場を命ぜられたときは、直ちに退場しなければならない。</p> <p>第9条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、平成27年4月1日から施行する。</u></p> |

改正前

第1号様式（第3条関係）

|      |
|------|
| 整理番号 |
|      |

年 月 日

戸田市教育委員会委員長 様

戸田市教育委員会会議傍聴申込書

私は、第 回戸田市教育委員会会議の傍聴を申し込みます。  
なお、会議傍聴の際は、戸田市教育委員会会議傍聴人規則を遵守します。

- 1 住 所
- 2 氏 名

改正後(案)

第1号様式（第3条関係）

|      |
|------|
| 整理番号 |
|      |

年 月 日

戸田市教育委員会教育長 様

戸田市教育委員会会議傍聴申込書

私は、第 回戸田市教育委員会会議の傍聴を申し込みます。  
なお、会議傍聴の際は、戸田市教育委員会会議傍聴人規則を遵守します。

- 1 住 所
- 2 氏 名

改正前

第2号様式（第3条関係）

|      |
|------|
| 整理番号 |
|      |

年 月 日

第 回戸田市教育委員会会議傍聴券

戸田市教育委員会委員長

- (注) 1 戸田市教育委員会会議傍聴人規則を遵守してください。  
2 お帰りの際は、この傍聴券を受付担当職員に返納してください。  
3 携帯電話の電源は切って入場してください。

改正後(案)

第2号様式（第3条関係）

|      |
|------|
| 整理番号 |
|      |

年 月 日

第 回戸田市教育委員会会議傍聴券

戸田市教育委員会教育長

- (注) 1 戸田市教育委員会会議傍聴人規則を遵守してください。  
2 お帰りの際は、この傍聴券を受付担当職員に返納してください。  
3 携帯電話の電源は切って入場してください。

戸田市教育委員会事務局組織規則新旧対照表

| 改正前  | 改正後(案)   |
|--|--|
| <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。) <u>第18条第2項</u>の規定に基づき、戸田市教育委員会事務局の内部組織(以下「組織」という。)について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>第2条～第4条 (略)</p> <p>(指導主事及び社会教育主事等の職務)</p> <p>第5条 主任指導主事は、上司の命を受け、<u>法第19条第3項</u>に規定する指導主事の事務のうち、相当高度の知識、経験等を必要とする困難な事務に従事する。</p> <p>2 指導主事は、上司の命を受け、<u>法第19条第3項</u>に規定する事務に従事する。</p> <p>3 社会教育主事は、<u>上司</u>の命を受け、社会教育法(昭和24年法律第207号)第9条の3に規定する事務に従事し、社会教育主事補は、<u>社会教育主事</u>の職務を<u>たすける</u>。</p> <p>第6条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> | <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。) <u>第17条第2項</u>の規定に基づき、戸田市教育委員会事務局の内部組織(以下「組織」という。)について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>第2条～第4条 (略)</p> <p>(指導主事及び社会教育主事等の職務)</p> <p>第5条 主任指導主事は、上司の命を受け、<u>法第18条第3項</u>に規定する指導主事の事務のうち、相当高度の知識、経験等を必要とする困難な事務に従事する。</p> <p>2 指導主事は、上司の命を受け、<u>法第18条第3項</u>に規定する事務に従事する。</p> <p>3 社会教育主事は<u>上司</u>の命を受け、社会教育法(昭和24年法律第207号)第9条の3に規定する事務に従事し、社会教育主事補は<u>社会教育主事</u>の職務を<u>助ける</u>。</p> <p>第6条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、平成27年4月1日から施行する。</u></p> |

戸田市教育委員会教育長に対する事務委任規則新旧対照表

| 改正前   | 改正後(案)  |
|---|---|
| <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第26条第1項の規定に基づき、戸田市教育委員会(以下「委員会」という。)の権限に属する事務の一部を、戸田市教育委員会教育長(以下「教育長」という。)に委任するため必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>第2条・第3条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> | <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第25条第1項の規定に基づき、戸田市教育委員会(以下「委員会」という。)の権限に属する事務の一部を、戸田市教育委員会教育長(以下「教育長」という。)に委任するため必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>第2条・第3条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>附 則</p> <p><u>この規則は、平成27年4月1日から施行する。</u></p> |

戸田市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令（案）


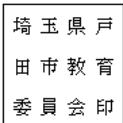
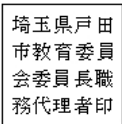
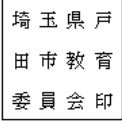
戸田市教育委員会公印規程（昭和40年教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表埼玉県戸田市教育委員会委員長印の項及び埼玉県戸田市教育委員会委員長職務代理者印の項を削る。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

戸田市教育委員会公印規程新旧対照表

| 改正前                    |                |   |       |     | 改正後(案)       |                |   |      |     |
|------------------------|----------------|---|-------|-----|--------------|----------------|---|------|-----|
| 本則 (略)                 |                |   |       |     | 本則 (略)       |                |   |      |     |
| 附 則 (略)                |                |   |       |     | 附 則 (略)      |                |   |      |     |
| 別表 (第2条関係)             |                |   |       |     | 別表 (第2条関係)   |                |   |      |     |
| この訓令は、平成27年4月1日から施行する。 |                |   |       |     |              |                |   |      |     |
| 名称                     | 寸法<br>(ミリメートル) | ひな形   | 使用区分  | 管理者 | 名称           | 寸法<br>(ミリメートル) | ひな形   | 使用区分 | 管理者 |
| (略)                    | (略)            | (略)   | (略)   | (略) | (略)          | (略)            | (略)   | (略)  | (略) |
| 埼玉県戸田市教育委員会委員長印        | 方24mm          |    | 一般文書用 | //  | 埼玉県戸田市教育委員会印 | 方21mm          |  | 辞令用  | //  |
| 埼玉県戸田市教育委員会委員長職務代理者印   | 方24mm          |   | //    | //  |              |                |   |      |     |
| 埼玉県戸田市教育委員会印           | 方21mm          |  | 辞令用   | //  |              |                |   |      |     |
| (略)                    | (略)            | (略)   | (略)   | (略) | (略)          | (略)            | (略)   | (略)  | (略) |



戸田市学童等災害共済条例を廃止する条例（案）

戸田市学童等災害共済条例（昭和44年条例第2号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日前に発生した学童等の負傷、疾病、障害又は死亡に限り、戸田市学童等災害共済条例第3条から第5条まで、第9条、第11条及び第12条の規定は、なおその効力を有する。
- 3 前項の規定による経理処理は、一般会計で行うものとする。

（戸田市学童等災害共済基金条例の廃止）

- 4 戸田市学童等災害共済基金条例（昭和56年条例第5号）は、廃止する。

（戸田市特別会計条例の一部改正）

- 5 戸田市特別会計条例（昭和39年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第10号までを1号ずつ繰り上げる。

戸田市特別会計条例新旧対照表

| 改正前  | 改正後(案)   |
|--|--|
| <p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を当該各号に定める目的のため設置する。</p> <p><u>(1) 学童等災害共済事業特別会計 学童等災害共済事業</u></p> <p><u>(2)～(10)</u> (略)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> | <p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を当該各号に定める目的のため設置する。</p> <p><u>(1)～(9)</u> (略)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、平成27年4月1日から施行する。</u></p> |

戸田市学童等災害共済条例施行規則を廃止する規則（案）

戸田市学童等災害共済条例施行規則(昭和44年教育委員会規則第1号)は、  
廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日前に発生した学童等の負傷、疾病、障害又は死亡に限り、戸田市学童等災害共済条例施行規則の規定（第1条、第10条及び第11条の規定を除く。）は、なおその効力を有する。

## 平成26年度 一般会計 教育委員会関係 3月補正予算(案)

(歳入)

(単位:千円)

| 款・項・目・節   | 補正前の額<br>(節) | 補正額<br>(節) | 計<br>(節) | 説 明  | 細 節 : ○<br>細々節 : ・ |
|---|--------------|------------|----------|--|--------------------|
| 14国庫支出金<br>02国庫委託金<br>05教育費国庫補助金<br><b>02小学校費補助金</b><br>(教育総務課)                         | 148,265      | △ 19,834   | 128,431  | ○02学校施設環境改善交付金(施設整備事業)<br>【補正理由】小学校2校の設備改修工事に伴う国庫補助金が内定または<br>交付決定されたことによる補正 | △ 19,834           |
| 14国庫支出金<br>02国庫委託金<br>05教育費国庫補助金<br><b>03中学校費補助金</b><br>(教育総務課)                         | 75,593       | △ 10,073   | 65,520   | ○02学校施設環境改善交付金(施設整備事業)<br>【補正理由】中学校1校の設備改修工事に伴う国庫補助金が内定または<br>交付決定されたことによる補正 | △ 10,073           |
| 18繰入金<br>02特別会計繰入金<br>03学童等災害共済事業特別会計<br>繰入金<br><b>01学童等災害共済事業特別会計<br/>繰入金</b><br>(学務課) | 0            | 52,834     | 52,834   | ○01学童等災害共済事業特別会計繰入金<br>【補正理由】学童等災害共済制度廃止に伴う学童等災害共済事業特別会<br>計の廃止による補正         | 52,834             |

平成26年度 一般会計 教育委員会関係 3月補正予算(案)

(歳出)

(単位：千円)

| 款・項・目・大事業・中事業  | 補正前の額<br>(中事業) | 補正額<br>(中事業) | 計<br>(中事業) | 説 明  | 節 : 節<br>細節 : ○<br>細々節 : ・   |
|--|----------------|--------------|------------|--|--|
| 10教育費<br>02小学校費<br>02学校建設費<br>01小学校施設整備事業<br><b>01小学校施設整備事業</b><br>(教育総務課) | 695,712        | △ 106,240    | 589,472    | 節13委託料<br>・01新曾小学校設備改修工事設計業務<br>・02戸田東小学校設備改修工事設計業務<br>・03戸田南小学校設備改修工事監理業務<br>・04喜沢小学校設備改修工事監理業務<br>節15工事請負費<br>・01戸田南小学校設備改修<br>・02喜沢小学校設備改修<br>【補正理由】契約差金が生じたことに伴う減額補正 | △ 5,310<br>△ 1,999<br>△ 2,313<br>△ 488<br>△ 510<br>△ 100,930<br>△ 73,486<br>△ 27,444 |
| 10教育費<br>03中学校費<br>02学校建設費<br>01中学校施設整備事業<br><b>01中学校施設整備事業</b><br>(教育総務課) | 350,313        | △ 53,162     | 297,151    | 節13委託料<br>・01新曾中学校設備改修工事設計業務<br>・02笹目中学校設備改修工事監理業務<br>節15工事請負費<br>・01笹目中学校設備改修<br>【補正理由】契約差金が生じたことに伴う減額補正  | △ 2,988<br>△ 2,478<br>△ 510<br>△ 50,174<br>△ 50,174                                  |
| 10教育費<br>04社会教育費<br>01社会教育総務費<br>05生涯学習事業<br><b>03サテライト大学事業</b><br>(生涯学習課) | 1,312          | △ 356        | 956        | 節14使用料及び賃借料<br>○使用料<br>【補正理由】Web会議システム契約の解除に伴う補正   | △ 356<br>△ 356   |

平成26年度 一般会計 教育委員会関係 3月補正予算(案)

(歳出)

(単位：千円)

| 款・項・目・大事業・中事業   | 補正前の額<br>(中事業) | 補正額<br>(中事業) | 計<br>(中事業) | 説 明  | 節 : 節<br>細節 : ○<br>細々節 : ・ |
|---|----------------|--------------|------------|--|----------------------------|
| 10教育費<br>06学校給食費<br>01学校給食センター費<br>03学校給食センター管理運営費<br><b>01学校給食センター管理運営費</b><br>(学校給食課) | 416,882        | △ 1,836      | 415,046    | 節13委託料<br>・02給食受入業務<br>【補正理由】契約額確定により差金が生じたことに伴う補正 | △ 1,836<br>△ 1,836         |
| 10教育費<br>06学校給食費<br>02単独校給食費<br>01単独校調理場管理運営事業<br><b>01単独校調理場管理運営事業</b><br>(学校給食課)      | 585,102        | △ 4,487      | 580,615    | 節13委託料<br>・01調理業務<br>【補正理由】契約額確定により差金が生じたことに伴う補正   | △ 4,487<br>△ 4,487         |

## 平成26年度 学童等災害共済事業特別会計 3月補正予算 (案)

(歳入)

(単位：千円)

| 款・項・目・節  | 補正前の額<br>(節) | 補正額<br>(節) | 計<br>(節) | 説 明   | 細 節 : ○<br>細々節 : ・ |
|--|--------------|------------|----------|---|--------------------|
| 01共済掛金収入<br>01共済掛金収入<br>01共済掛金収入<br><b>01共済掛金収入</b><br>(学務課) | 1,067        | 19         | 1,086    | ○01学童等災害共済事業掛金収入<br>【補正理由】学童等災害共済制度廃止に伴う学童等災害共済事業特別会計の廃止による補正 | 19                 |
| 02繰入金<br>02基金繰入金<br>01基金繰入金<br><b>01基金繰入金</b><br>(学務課)       | 2            | 51,785     | 51,787   | ○01基金繰入金<br>【補正理由】学童等災害共済制度廃止に伴う学童等災害共済事業特別会計の廃止による補正         | 51,785             |

(歳出)

(単位：千円)

| 款・項・目・大 事業・中 事業   | 補正前の額<br>(中事業) | 補正額<br>(中事業) | 計<br>(中事業) | 説 明   | 節 : 節<br>細 節 : ○<br>細々節 : ・  |
|---|----------------|--------------|------------|---|------------------------------|
| 01事業費<br>01事業費<br>01事業費<br>01学童等災害共済事業<br><b>01学童等災害共済事業</b><br>(学務課) | 1,664          | 51,964       | 53,628     | 節11需要費<br>節12役務費<br>節20扶助費<br>節28繰出金<br>【補正理由】学童等災害共済制度廃止に伴う学童等災害共済事業特別会計の廃止による補正 | △178<br>△5<br>△687<br>52,834 |
| 02予備費<br>01予備費<br>01予備費<br>01予備費<br><b>01予備費</b><br>(学務課)             | 160            | 160          | 0          | 節29予備費<br>【補正理由】学童等災害共済制度廃止に伴う学童等災害共済事業特別会計の廃止による補正                               | △160                         |

## 平成27年度一般会計教育委員会関係予算(案)について

(単位:千円)

| 所管課   | 大事業名      | 主な事業内容   | 27年度予算額<br>[A] | 26年度予算額<br>[B] | 比較                     |                    |
|-------|-----------|--|----------------|----------------|------------------------|--------------------|
|       |           |  |                |                | 増減額<br>[A] - [B] = [C] | 増減率<br>[C] / [B] % |
|       | 教育委員会     | 総額   | 3,981,349      | 3,833,960      | 147,389                | 3.8%               |
| 教育総務課 | 教育委員会費    | 教育委員の報酬及び活動諸経費   | 3,666          | 3,603          | 63                     | 1.7%               |
|       | 教育委員会事務局費 | 教育委員会事務局に係る各種協議会負担金及び連絡、調整、各種調査等の経費<br>第3次戸田市教育振興計画策定業務の経費             | 7,088          | 7,530          | -442                   | -5.9%              |
|       | 小学校管理事務費  | 小学校の管理事務に伴う記念品及び事務用消耗品等の経費   | 2,979          | 2,742          | 237                    | 8.6%               |
|       | 小学校施設管理費  | 小学校で使用する消耗品等の経費<br>光熱水費及び施設・設備の修繕、管理業務委託等の経費                           | 451,506        | 452,773        | -1,267                 | -0.3%              |
|       | 小学校備品購入費  | 小学校で使用する一般備品、教材備品等の経費<br>※新曽小学校の家庭科室収納戸棚・清掃用具入れを新調するための購入経費            | 37,161         | 30,170         | 6,991                  | 23.2%              |
|       | 小学校施設整備事業 | 小学校の校舎、屋内運動場等の学校施設を長期間有効に使用できるように整備・改修するための経費<br>※新曽小学校及び戸田東小学校の設備改修工事 | 733,634        | 695,712        | 37,922                 | 5.5%               |



| 所管課   | 大事業名      | 主な事業内容   | 27年度予算額<br>[A] | 26年度予算額<br>[B] | 比較                     |                    |
|-------|-----------|--|----------------|----------------|------------------------|--------------------|
|       |           |  |                |                | 増減額<br>[A] - [B] = [C] | 増減率<br>[C] / [B] % |
| 教育総務課 | 中学校管理事務費  | 中学校の管理事務に伴う記念品及び事務用消耗品等の経費                                     | 2,524          | 1,937          | 587                    | 30.3%              |
|       | 中学校施設管理費  | 中学校で使用する消耗品等の経費<br>光熱水費及び施設・設備の修繕、管理業務委託等の経費                   | 205,033        | 205,115        | -82                    | 0.0%               |
|       | 中学校備品購入費  | 中学校で使用する一般備品、教材備品等の経費<br>※戸田中学校に走り高跳び用品一式を整備するための購入経費          | 15,567         | 16,993         | -1,426                 | -8.4%              |
|       | 中学校施設整備事業 | 中学校の校舎、屋内運動場等の学校施設を長期間有効に使用できるように整備・改修するための経費<br>※新曽中学校の設備改修工事 | 363,316        | 350,313        | 13,003                 | 3.7%               |
|       | 入学準備金貸付事業 | 経済的な理由により入学準備金の調達が困難な保護者に入学準備金を貸付けするための経費                      | 23,445         | 23,450         | -5                     | 0.0%               |
|       | 奨学資金貸付事業  | 経済的な理由により就学困難な者に奨学資金を貸し付ける経費                                   | 38,361         | 40,689         | -2,328                 | -5.7%              |
| 計     |           |  | 1,884,280      | 1,831,027      | 53,253                 | 2.9%               |

| 所管課 | 大事業名     | 主な事業内容  | 27年度予算額<br>[A] | 26年度予算額<br>[B] | 比較                     |                    |
|-----|----------|---|----------------|----------------|------------------------|--------------------|
|     |          |   |                |                | 増減額<br>[A] - [B] = [C] | 増減率<br>[C] / [B] % |
| 学務課 | 学校褒賞事業   | 学校医等への報償金及び感謝状等の経費  | 197            | 197            | 0                      | 0.0%               |
|     | 学校教育事務費  | 小中学校通学区域審議会の報酬、各種負担金及び中学校学校選択制等にかかる経費   | 10,065         | 8,817          | 1,248                  | 14.2%              |
|     | 就学援助事業   | 就学援助費及び特別支援教育就学奨励費を支給するための経費  | 132,559        | 124,744        | 7,815                  | 6.3%               |
|     | 学校保健事業   | 児童・生徒及び教職員の健康管理及び学校保健の運営に要する経費  | 27,754         | 26,920         | 834                    | 3.1%               |
|     | 小学校管理運営費 | 小学校児童の健康管理及び教職員の病休等市費代替教諭、学校医や学校薬剤師等への報酬及び特別支援学級や肢体不自由等への補助員の配置、児童の登下校の安全を守るため交通指導員の配置などに要する経費            | 91,170         | 87,192         | 3,978                  | 4.6%               |
|     | 中学校管理運営費 | 中学校生徒の健康管理及び教職員の病休等市費代替教諭、学校医や学校薬剤師等への報酬、特別支援学級や肢体不自由等の補助員の配置、スキー教室等により養護教諭が学校を留守にする際の教職員(看護師)の措置などに要する経費 | 19,486         | 19,584         | -98                    | -0.5%              |
| 計   |          |   | 281,231        | 267,454        | 13,777                 | 5.2%               |

| 所管課             | 大事業名        | 主な事業内容  | 27年度予算額<br>[A] | 26年度予算額<br>[B] | 比較                     |                    |
|-----------------|-------------|---|----------------|----------------|------------------------|--------------------|
|                 |             |   |                |                | 増減額<br>[A] - [B] = [C] | 増減率<br>[C] / [B] % |
| 指導課             | 教育指導事務費     | 小・中学校に対して、国や県の教育指導方針及び市の教育指導方針の浸透を図るための経費   | 551            | 579            | -28                    | -4.8%              |
|                 | 学校教育指導事業    | 小・中学校の教育課程及び教育活動の指導強化を図るため、小学校へわくわくティーチャー(小学校14名)、小学校学習支援サポーター(小学校12名)、中学校学習支援サポーター(中学校16名)、本好きサポーター(小・中学校18名)、理科支援員(小・中学校12名)の派遣のための経費<br>放課後の学習環境の一層の充実を図るため、インターネットに接続したパソコンを利用し、家庭でもドリル学習等を行うことができる環境を整備するための経費 | 92,949         | 99,869         | -6,920                 | -6.9%              |
|                 | 生徒指導支援事業    | 中学校の生徒指導の充実を図るため、各中学校へすこやかサポーター(6名)の派遣及び子どもの安全を守る活動のための経費   | 21,757         | 21,270         | 487                    | 2.3%               |
|                 | 教職員研修費      | 教職員の資質の向上及び校内研修体制に向けた支援のための経費   | 2,975          | 3,081          | -106                   | -3.4%              |
|                 | 小学校教育振興費    | 小学校における学習環境及び学習指導体制の充実と特色ある教育活動の振興を図るため、また、小学生が働くことの意味や社会の仕組みを理解することを目的として実施する職業体験施設における体験活動を支援するための経費<br>※小学校教科書採択に伴う新デジタル教科書、教師用指導書、教師用教科書購入のための経費  | 81,417         | 23,073         | 58,344                 | 252.9%             |
|                 | 中学校教育振興費    | 中学校における学習環境及び学習指導体制の充実と特色ある教育活動の振興を図るための経費  | 22,050         | 20,193         | 1,857                  | 9.2%               |
| 指導課<br>(教育センター) | 教育センター管理運営費 | 教育センターの機能発揮と学習機会の提供に係る施設及び設備の管理運営のための経費   | 16,602         | 19,417         | -2,815                 | -14.5%             |
|                 | 就学・教育相談事業   | 発達障害等に係る幼児児童生徒の継続的な支援体制の充実を図る事業及び適正な就学、教育相談、不登校児童生徒の学校復帰等の支援を行うための経費<br>※青山学院大学との包括連携事業「いじめ対応プログラム」のための経費   | 41,277         | 40,584         | 693                    | 1.7%               |
|                 | 研究・研修事業     | 今日的課題研修会や指導法に関する研修会など、教職員研修の充実を図るための経費<br>※青山学院大学との包括連携事業「英語教育連携事業」等のための経費  | 9,577          | 9,476          | 101                    | 1.1%               |
|                 | ALT事業       | 外国語教育の充実と小中学校の国際理解教育の推進のための経費<br>各小中学校へのALT派遣のための経費   | 68,633         | 69,527         | -894                   | -1.3%              |
| 計               |             |   | 357,788        | 307,069        | 50,719                 | 16.5%              |

| 所管課   | 大事業名           | 主な事業内容  | 27年度予算額<br>[A] | 26年度予算額<br>[B] | 比較                     |                    |
|-------|----------------|---|----------------|----------------|------------------------|--------------------|
|       |                |   |                |                | 増減額<br>[A] - [B] = [C] | 増減率<br>[C] / [B] % |
| 学校給食課 | 学校給食センター運営委員会費 | 年2回開催する運営委員会の委員への報酬等に要する経費  | 163            | 163            | 0                      | 0.0%               |
|       | 学校給食センター管理運営費  | 学校給食センター及び学校給食を管理運営する上で必要となる経費<br>・需用費：食器、洗剤等消耗品、光熱水費、修繕料、賄材料費<br>・役務費：衛生検査等手数料、食品の放射性物質測定手数料(給食センター分)<br>・委託料：給食搬送業務、受入業務、給食センターを維持管理するための費用   | 438,982        | 426,123        | 12,859                 | 3.0%               |
|       | 単独校調理場管理運営事業   | 単独校調理場(9校)を管理運営する上で必要となる経費(戸田第一小、戸田第二小、美谷本小、笹目小、戸田東小、笹目東小、新曽北小、美女木小、芦原小)<br>・賃金：市費による学校栄養職員等の配置<br>・需用費：食器、洗剤等消耗品、光熱水費、修繕料、賄材料費<br>・役務費：衛生検査等手数料、食品の放射性物質測定手数料(9校分)<br>・委託料：調理業務、給食調理場を維持管理するための費用<br>・備品購入費：給食備品を購入するための費用 | 571,727        | 585,102        | -13,375                | -2.3%              |
| 計     |                |   | 1,010,872      | 1,011,388      | -516                   | -0.1%              |

| 所管課          | 大事業名  | 主な事業内容  | 27年度予算額<br>[A]                           | 26年度予算額<br>[B] | 比較                     |                    |
|--------------|---|---|--|----------------|------------------------|--------------------|
|              |   |   |  |                | 増減額<br>[A] - [B] = [C] | 増減率<br>[C] / [B] % |
| 生涯学習課        | 社会教育委員費   | 社会教育委員12名(うち2名は小・中学校校長)の報酬及び活動諸経費                     | 484                                      | 484            | 0                      | 0.0%               |
|              | 社会教育指導員費  | 社会教育指導員の報酬等経費   | 1,433                                    | 1,414          | 19                     | 1.3%               |
|              | 人権教育事業  | 人権に関する研修・啓発事業の企画及び人権意識の向上を図るための経費                     | 1,886                                    | 2,091          | -205                   | -9.8%              |
|              | 生涯学習事業  | 芦原小学校生涯学習施設管理運営、各種講座や市民大学事業などの経費                      | 20,142                                   | 19,617         | 525                    | 2.7%               |
|              | 公民館運営審議会費   | 公民館運営審議会委員12名(うち2名は学校長)の報酬及び費用弁償などの経費                 | 285                                      | 285            | 0                      | 0.0%               |
|              | 上戸田公民館事業  | 社会教育指導員の報酬及び各種講座等の開催に伴う講師謝礼、パソコン講座運営業務委託など公民館事業に要する経費 | 3,003                                    | 4,920          | -1,917                 | -39.0%             |
|              | 美笹公民館事業   |   | 2,674                                    | 2,682          | -8                     | -0.3%              |
|              | 下戸田公民館事業  |   | 3,661                                    | 3,231          | 430                    | 13.3%              |
|              | 新曾公民館事業   |   | 4,350                                    | 3,891          | 459                    | 11.8%              |
|              | 文化財保護事業   |   | 文化財の保護、保存など文化財の活用を図り、市民の文化向上に資する事業に要する経費 | 8,310          | 8,996                  | -686               |
| 少年自然の家管理運営事業 | 少年自然の家管理運営の指定管理料及び指定管理以外の修繕料、市用車リース料、富士見町振興協力金など施設の維持管理に要する経費 | 50,136  | 52,731                                   | -2,595         | -4.9%                  |                    |
| 計            |   |   | 96,364                                   | 100,342        | -3,978                 | -4.0%              |

| 所管課                               | 大事業名                                   | 主な事業内容   | 27年度予算額<br>[A] | 26年度予算額<br>[B] | 比較                     |                    |
|-----------------------------------|--|--|----------------|----------------|------------------------|--------------------|
|                                   |  |  |                |                | 増減額<br>[A] - [B] = [C] | 増減率<br>[C] / [B] % |
| 図書館・<br>郷土博物館<br>(図書館)            | 図書館管理運営費                               | 図書館運営に係る、非常勤嘱託員の賃金、施設修繕、建物総合管理・図書館窓口・上戸田分館指定管理料等26業務の委託、図書館システム事務機器等の賃借料、図書等の購入に要する経費            | 284,895        | 252,744        | 32,151                 | 12.7%              |
|                                   | 図書館・郷土博物館協議会費                          | 協議会委員の報酬、費用弁償等に要する経費   | 216            | 216            | 0                      | 0.0%               |
| 図書館・<br>郷土博物館<br>(郷土博物館)          | 市史編さん事業<br>(款02総務費 項01総務管理費 目03市史編さん費) | 諸家文書・行政文書・地域文献等の収集・整理・保存・活用、アーカイブズ・センターの運営等に要する経費<br>政策経費として平成28年度(市制50周年)に向けての市史刊行事業の2年目(原稿の執筆) | 7,842          | 6,944          | 898                    | 12.9%              |
|                                   | 郷土博物館運営費                               | 展示室や収蔵庫等の維持管理、特別展・企画展や各種講座等の教育普及活動、歴史民俗・自然史等資料の収集・整理・保存・活用、博学連携事業等に要する経費                         | 30,890         | 31,957         | -1,067                 | -3.3%              |
| 図書館・<br>郷土博物館<br>(彩湖自然<br>学習センター) | 彩湖自然学習センター管理運営費                        | 彩湖自然学習センター事業運営に係る、非常勤嘱託員の賃金、施設修繕、建物総合管理委託等施設管理に係る経費<br>講座開催・博学連携事業等に要する経費                        | 26,971         | 24,819         | 2,152                  | 8.7%               |
| 計                                 |  |  | 350,814        | 316,680        | 34,134                 | 10.8%              |

## 平成27年度海外留学奨学事業特別会計予算（案）について

1 総括  
 (歳入) (単位：千円) 海外

| 款      | 本年度予算額 | 前年度予算額 | 比較     |
|--------|--------|--------|--------|
| 1 財産収入 | 200    | 209    | -9     |
| 2 繰入金  | 6,100  | 10,600 | -4,500 |
| 3 繰越金  | 1      | 1      | 0      |
| 歳入合計   | 6,301  | 10,810 | -4,509 |

(歳出) (単位：千円)

| 款           | 本年度予算額 | 前年度予算額 | 比較     | 本年度予算額の財源内訳 |       |     |      |
|-------------|--------|--------|--------|-------------|-------|-----|------|
|             |        |        |        | 特定財源        |       |     | 一般財源 |
|             |        |        |        | 財産収入        | 繰入金   | その他 |      |
| 1 総務費       | 0      | 217    | -217   |             |       |     |      |
| 2 事業費       | 6,181  | 10,500 | -4,319 | 81          | 6,100 |     |      |
| 3 海外留学奨学基金費 | 0      | 1      | -1     |             |       |     |      |
| 4 予備費       | 120    | 92     | 28     | 119         |       |     | 1    |
| 歳出合計        | 6,301  | 10,810 | -4,509 | 200         | 6,100 | 0   | 1    |

# 教育長の報告

平成27年第1回教育委員会(定例会)

平成27年1月22日(木)

戸田市役所3階 教育委員室



# 1. 教育長の報告

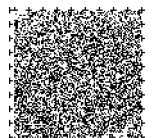
ページ

- ① 「戸田市学童等災害共済制度の廃止について（案）」に係るパブリックコメント実施結果について……………当日配付  
(学務課)
- ② 平成26年度文部科学大臣優秀教職員表彰について……………1  
(学務課)
- ③ 卒業式・入学式等の日程について……………2  
(学務課)
- ④ 平成26年度戸田市教育フェスティバルの実施結果について……………3  
(指導課)
- ⑤ 第2回生徒指導に関する調査の結果について……………4  
(指導課)
- ⑥ 戸田市いじめ撲滅強調月間の取組結果について……………5  
(指導課)
- ⑦ 平成26年度文化財保護訓練・防火点検の実施について……………6  
(生涯学習課)
- ⑧ 第38回戸田市公民館まつりの開催について……………7  
(生涯学習課)
- ⑨ その他

「戸田市学童等災害共済制度の廃止について（案）」  
についての意見募集結果

意見募集期間 平成26年12月10日（水）から  
平成27年1月8日（木）まで

パブリック・コメントを実施した結果、ご意見はありませんでした。



平成26年度 文部科学大臣優秀教職員表彰の受賞者

|      |  |
|------|--|
| 所属校  | 戸田市立美谷本小学校   |
| 職名   | 教諭   |
| ふりがな | いとう としろう   |
| 氏名   | 伊藤 敏郎  |
| 年齢   | 37歳  |
| 分野   | 外国語活動  |
| 実績   | 外国語活動の指導において、新たな教材教具等の開発を積極的に進めるとともに、ALTとの連携を充実させ、児童が生き生きとした表情で英語でコミュニケーションを図る授業を展開している。 |
| 表彰式  | 日時：平成27年1月19日（日）午後1時00分～16：00<br>会場：メルパルク（東京都港区芝公園2-5-20）                                |
| 報道発表 | 平成27年1月13日（火）14時   |

## 教育長の報告

### 戸田市立小・中学校平成26年度卒業式及び平成27年度入学式等日時一覧表

| 学 校 名 | 平成26年度卒業式 |         | 平成27年度入学式 |          | 平成27年度<br>前期・第1学期始業式 |         |
|-------|-----------|---------|-----------|----------|----------------------|---------|
|       | 月／日(曜日)   | 時 刻     | 月／日(曜日)   | 時 刻      | 月／日(曜日)              | 時 刻     |
| 戸田第一小 | 3/24(火)   | AM 9:30 | 4/8(水)    | AM 10:40 | 4/8(水)               | AM 8:35 |
| 戸田第二小 | 3/24(火)   | AM 9:30 | 4/8(水)    | AM 11:00 | 4/8(水)               | AM 8:50 |
| 新 曾 小 | 3/24(火)   | AM 9:25 | 4/8(水)    | AM 10:45 | 4/8(水)               | AM 8:35 |
| 美谷本小  | 3/24(火)   | AM 9:30 | 4/8(水)    | AM 10:40 | 4/8(水)               | AM 8:40 |
| 笹 目 小 | 3/24(火)   | AM 9:20 | 4/8(水)    | AM 10:50 | 4/8(水)               | AM 8:40 |
| 戸田東小  | 3/24(火)   | AM 9:30 | 4/8(水)    | AM 10:45 | 4/8(水)               | AM 8:50 |
| 戸田南小  | 3/24(火)   | AM 9:30 | 4/8(水)    | AM 10:30 | 4/8(水)               | AM 8:40 |
| 喜 沢 小 | 3/24(火)   | AM 9:20 | 4/8(水)    | AM 10:45 | 4/8(水)               | AM 8:50 |
| 笹目東小  | 3/24(火)   | AM 9:30 | 4/8(水)    | AM 11:00 | 4/8(水)               | AM 9:00 |
| 新曾北小  | 3/24(火)   | AM 9:20 | 4/8(水)    | AM 10:30 | 4/8(水)               | AM 8:40 |
| 美女木小  | 3/24(火)   | AM 9:30 | 4/8(水)    | AM 10:45 | 4/8(水)               | AM 8:45 |
| 芦 原 小 | 3/24(火)   | AM 9:30 | 4/8(水)    | AM 11:00 | 4/8(水)               | AM 8:40 |
| 戸 田 中 | 3/13(金)   | AM 9:35 | 4/8(水)    | PM 1:30  | 4/8(水)               | AM 9:00 |
| 戸田東中  | 3/13(金)   | AM 9:30 | 4/8(水)    | PM 1:45  | 4/8(水)               | AM 9:00 |
| 美 笹 中 | 3/13(金)   | AM 9:30 | 4/8(水)    | PM 1:30  | 4/8(水)               | AM 9:05 |
| 喜 沢 中 | 3/13(金)   | AM 9:20 | 4/8(水)    | PM 2:00  | 4/8(水)               | AM 9:10 |
| 新 曾 中 | 3/13(金)   | AM 9:30 | 4/8(水)    | PM 2:00  | 4/8(水)               | AM 8:50 |
| 笹 目 中 | 3/13(金)   | AM 9:30 | 4/8(水)    | PM 2:00  | 4/8(水)               | AM 9:20 |

※ 時刻は、開式の時刻です。

## 平成26年度戸田市教育フェスティバルの実施結果について

実施日時：平成27年1月13日(火)

14:00~16:30

実施会場：戸田市文化会館大ホール

### 1 参加人数

| 教職員  | 保護者等 | 来賓  | 合計   |
|------|------|-----|------|
| 453名 | 28名  | 13名 | 493名 |

### 2 アンケートより抜粋

#### <演奏発表について>

- ・ どの子も生き生きとした表情で、すてきな演奏だった。
- ・ 楽しそうに演奏したり踊ったりしている子供たちを見て、うれしくなった。
- ・ 小・中学校それぞれの特性や魅力が生かされ、とてもすばらしかった。演奏している子供のように目を輝かせることのできる指導力をつけなければと思った。

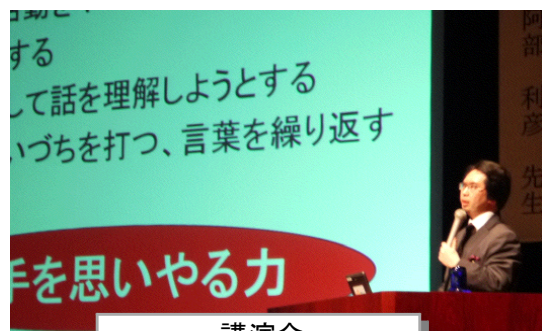
#### <講演について>

- ・ 内容が日々の実践と重なり、大変勉強になった。
- ・ より多くの子が学びやすい環境をつくるために、具体的にどのような見方や支援をすればよいのかを知ることができた。
- ・ 一人一人にあった支援を、明日から実践していきたい。

### 3 当日の様子



開会式



講演会



美笹中の演奏とダンス



美女木小の演奏

# 教育長の報告

## 第2回生徒指導に関する調査の結果について

### 1 暴力行為の発生件数について

前年同期の合計発生件数

| 平成25年度 |     | 平成26年度 |         | 第1回調査 |     |
|--------|-----|--------|---------|-------|-----|
| 小学校    | 中学校 | 小学校    | 中学校     | 小学校   | 中学校 |
| 14     | 5   | 3(-11) | 15(+10) | 0     | 12  |
|        |     | 2校     | 5校      | 0校    | 4校  |

- ・小学校では、昨年同期との比較で大幅に11件減少したのに対し、中学校では、昨年同期との比較で大幅に10件増加した。
- ・中学校では、第1回調査との比較で、3件増加と微増にとどまっている。些細なトラブルから生徒間暴力に発展するケースを早期に発見し、対応できている結果である。

### 2 いじめの認知件数について

前年同期の認知件数

| 平成25年度 |     | 平成26年度 |       | 第1回調査 |     |
|--------|-----|--------|-------|-------|-----|
| 小学校    | 中学校 | 小学校    | 中学校   | 小学校   | 中学校 |
| 8      | 4   | 3(-5)  | 2(-2) | 0     | 0   |
|        |     | 3校     | 1校    | 0校    | 0校  |

- ・いじめの認知件数については、昨年同期と比べると、大幅に減少している。各学校いじめ防止基本方針に基づいて、校内組織を活用し、いじめの早期発見の意識が高まり、アンケート調査等の実施も増えて、小さなことでも見逃さず、いじめに至る前に、対応ができてきている結果である。
- ・いじめが疑われる問題行動の件数は、小学校で6件、中学校では1件報告されている。

### 3 30日以上の不登校児童・生徒数について

前年同期の合計人数

| 平成25年度 |     | 平成26年度 |         | 第1回調査 |     |
|--------|-----|--------|---------|-------|-----|
| 小学校    | 中学校 | 小学校    | 中学校     | 小学校   | 中学校 |
| 20     | 80  | 13(-7) | 92(+12) | 2     | 44  |
|        |     | 6校     | 6校      | 2校    | 6校  |

- ・小学校では1年生で0名、2年生2名、3年生で3名、4年生で2名、5年生で1名、6年生で5名。不登校児童がいる学校は、昨年度より3校減っている。第1回調査の2名から第2回調査13名と急激に増加している。この傾向は、昨年度と同じ状況である。
- ・中学校では1年生で28名、2年生で31名、3年生で33名。第1回調査の44名から第2回調査には92名となり、48名増加している。
- ・保護者と連絡を密にとり、不登校児童生徒の実態把握に努めるとともに、教育センター等の関係機関と連携をとる、個に応じた対応していくことが大切である。

# 教育長の報告

## 戸田市いじめ撲滅強調月間の取組結果について(集計結果)

|           | 取組              | 内容   | 対象  | 実施校数                |
|-----------|-----------------|--|---|---------------------|
| 全体指導・啓発活動 | 講話              | 学校長による講話<br>生徒指導担当や担任、県警による話   | 全校児童生徒  | 10                  |
|           | 学校だより<br>PTAだより | 学校長の講話内容・いじめ防止について<br>家庭教育充実753運動  | 全家庭   | 6                   |
|           | 朝会・集会           | 代表委員の発表<br>ぽかぽか言葉の発表<br>ふわふわいっぱい運動   | 全校児童  | 4                   |
|           | 組織              | 校内組織<br>校内研修   | 心の教育プロジェクト部会<br>いじめに関する研修会・学校いじめ防止基本方針  | 教職員<br>2            |
| 情報収集      | アンケート           | 心のアンケート(いじめアンケート)<br>学級満足度調査   | 全校児童  | 7<br>1              |
|           | 教育相談            | 必要に応じて<br>保護者のうち希望者・三者面談   | 全校児童<br>保護者   | 2<br>2              |
|           | 学習指導            | 道徳授業<br>学級活動<br>情報モラル教育  | 「命」「友情」等に関する道徳授業<br>「言葉づかい」「あいさつ」「人との関わり方」<br>グループエンカウンター<br>ソーシャルスキルトレーニング<br>携帯電話教室 | 全学級<br>全学級<br>高学年児童 |
| 児童生徒による活動 | 児童会・生徒会         | いじめ撲滅宣言の作成、発表<br>学校の課題・解決策についての話し合い<br>掲示物作成、掲示<br>「誓いの手」「HAPPY TURN」<br>スローガン作成 | 全校児童生徒  | 5                   |
|           | あいさつ運動          | 朝のあいさつ運動・ハイタッチ運動   | 児童<br>教職員<br>ボランティア   | 4<br>1<br>1         |
|           | たてわり活動          | 全校遠足・たてわり遊び・たてわり給食   | 全校児童  | 2                   |
|           | 行動宣言            | 「埼玉県民の行動宣言」記入<br>NHK「100万人の行動宣言」記入   | 全校児童生徒  | 4                   |
|           | なかよし言葉          | 校内掲示   | 全校児童  | 1                   |
|           | 標語              | いじめをなくすための標語の作成と掲示<br>人権標語の作成と掲示   | 全校児童生徒  | 2<br>2              |

# 教育長の報告⑦

## 平成26年度文化財保護訓練・防火点検の実施について

### 1 目 的

第61回文化財防火デー（毎年1月26日：法隆寺金堂壁画焼失の日）に関連して、市内の貴重な財産である戸田市指定文化財を火災から保護することを目的とし、火災発生時の初動体制の確認及び消火活動等の訓練を行う。また、市内寺社において防火設備等の点検および文化財の保管状況等の調査を行う。

### 2 日 時

平成27年1月26日（月）

保護訓練：午前9時30分から11時00分

防火点検：午後2時00分から3時20分

### 3 場 所

保護訓練： 笹目神社（戸田市笹目 6-28-7）

防火点検： ①美女木八幡社（戸田市美女木 7-9-1）

②徳祥寺（戸田市美女木 7-4-1）

③妙巖寺（戸田市美女木 2-27-4）

### 4 参加機関

- (1) 戸田市消防本部・消防署
- (2) 戸田市消防団
- (3) 戸田市教育委員会 生涯学習課
- (4) 笹目神社、美女木八幡社、徳祥寺、妙巖寺



H25 文化財搬出訓練（常福寺）

### 5 実施項目

#### 保護訓練

- (1) 初期消火訓練（笹目神社関係者）
- (2) 通報訓練（笹目神社関係者）
- (3) 避難訓練（笹目神社関係者）
- (4) ホース延長及び中継訓練
- (5) 文化財搬出訓練  
(生涯学習課：文化財の確認、管理)
- (6) 傷病者搬出、搬送訓練
- (7) 一斉放水訓練



H25 一斉放水訓練（常福寺）

#### 防火点検

- (1) 防火設備の点検（消防本部予防課）
- (2) 文化財保管状況調査（生涯学習課）



H25 防火点検（正覚院）



第38回

# 戸田市 公民館まつり



心のふれあい  
いっしょに手づくりをどうぞ

〔各サークルの作品展示〕  
〔活動発表・お茶会他〕

※当日は駐車場が込み合いますので、自動車でのご来場はなるべくお控え下さい。

美笹公民館：平成27年2/21(土)・22(日)

新曽公民館：平成27年2/28(土)・3/1(日)

上戸田公民館：平成27年3/7(土)・8(日)

下戸田公民館：平成27年3/14(土)・15(日)

午前  
10時  
から  
午後  
4時  
まで

第38回美笹公民館まつり平成27年2月21日(土)・22日(日)

展示・参加

|    |        |  |
|----|--------|--|
| 1階 | 玄関ロビー  | 公民館事業、生け花(美笹古流生花サークル 師匠作品展示)、市民参加環境フェスタ(EM菌によるプランター植物展示) |
|    | 第1会議室  | 環境フェスタ(EM菌による環境浄化と生ゴミリサイクル)                              |
| 2階 | ロビー・廊下 | 山水画(戸田墨戯会)、書道(龍風会)、活動発表(美笹料理サークル)                        |
|    | 親子広場   | 子どもあそび教室   |
|    | 料理室    | お茶会(男の茶道紫野会(2月21日))                                      |
|    | 第2会議室  | 七宝焼(美笹七宝焼同好会)七宝焼の体験講習                                    |
| 3階 | 講習会室   | 小中学校の児童生徒の作品(美笹地区小学校4校、中学校2校)、絵手紙(西部絵手紙教室)               |
|    | 第3会議室  | 生け花(美笹古流生花サークル)<br>お茶サービスコーナー(2月22日はセルフ)                 |
|    | 茶華道室   | お茶会(みささ会(2月22日))   |

発表

21日

| 時間          | 内容                   |
|-------------|----------------------|
| 10:00~10:55 | カラオケ大会               |
| 11:00~11:30 | 美谷本小学校生徒による合唱        |
| 11:35~12:05 | 南稜高校邦楽部による演奏         |
| 12:30~12:45 | マジック手品ショー            |
| 12:50~13:10 | リズム体操 笹目7丁目・美女木6丁目町会 |
| 13:10~13:40 | リズム体操普及ボランティアはぎの会    |
| 13:45~14:20 | 新舞踊(木下社中)            |
| 14:25~14:55 | フラダンス(レファー)          |
| 15:00~16:00 | 民謡(美笹地区同好会)          |

22日

| 時間          | 内容  |
|-------------|---|
| 10:00~11:00 | カラオケレッスン 美笹カラオケサークル講師<br>曲目:「雨の港町」サークル発表(キム・ヨンジャ) |
| 11:00~11:30 | 美笹カラオケ同好会   |
| 11:35~12:05 | さくら草ハーモニカ愛好会                                      |
| 13:00~13:30 | 美笹中学校「吹奏楽部」演奏                                     |
| 13:40~14:10 | 新舞踊(静寿会)  |



第38回新曾公民館まつり平成27年2月28日(土)・3月1日(日)

展示

| 階 | 会場      | 展示内容(サークル名等)                                   |
|---|---------|--|
| 1 | 玄関ロビー   | 生花【春草流生花サークル】                                  |
|   | 機能回復訓練室 | 手掘り絵【伊勢型紙サークル】                                 |
| 2 | 講習会室    | パッチワーク【新曾パッチワークサークル】<br>書道【翠新会書道サークル(木曜会・夜の部)】 |
|   | 第1会議室   | 和裁【針々サークル】、藍染【藍の会】※一般参加                        |
|   | 音楽室     | 絵手紙【絵手紙あじさいの会】                                 |
|   | ロビー・廊下  | 俳句【麦の目俳句会】<br>絵画・書写【新曾地区小中学校児童生徒作品】            |
| 3 | ロビー     | 生花【春草流生花サークル】                                  |

発表

| 2/28(土)         |  | 3/1(日)          |   |
|-----------------|--|-----------------|---|
| 10:00~<br>10:30 | 詩吟<br>【楠新会】                                | 10:30~<br>11:05 | 大正琴<br>【大正琴愛好会】   |
| 10:30~<br>11:05 | 女声合唱<br>【戸田フラウエン・コー<br>ール】                 | 11:15~<br>11:50 | 太極拳<br>【新曾太極拳クラブ】   |
| 11:05~<br>11:25 | レクリエーションダン<br>ンス<br>【レクリエーションダンス・フ<br>レンズ】 | 11:50~<br>12:25 | 着付<br>【戸田着付サークル】  |
| 11:25~<br>12:45 | カラオケ<br>【新曾歌謡サークル】<br>【コスモス】※一般参<br>加      | 12:25~<br>12:55 | 女声合唱<br>【戸田女声合唱団】   |
| 12:45~<br>14:10 | カラオケ<br>【シクラメン歌謡会】<br>【さくら愛唱会】             | 12:55~<br>13:35 | カラオケ<br>【小鳩会】   |
| 14:10~<br>15:55 | カラオケ<br>【市民歌謡サークル】                         | 13:35~<br>14:15 | カラオケ<br>【KSDカラオケ交友<br>会】  |
|                 |  | 14:15~<br>16:00 | カラオケ<br>【新曾カナリヤ歌謡サークル<br>(昼の部)】<br>【新曾カナリヤ歌謡サークル<br>(夜の部)】<br>【新曾さくらんぼ歌謡サー<br>クル】 |

### 第38回上戸田公民館まつり平成27年3月7日(土)・8日(日)

#### 展示

| 階   | 会場    | 展示内容(サークル名等)   |
|-----|-------|--|
| 1   | 玄関ホール | 公民館講座作品展示(クリスマスリース、植物画、一眼レフ写真、津軽こぎん刺し、スラッシュラグ、染色・マイ地球儀など)              |
| 2   | 第3会議室 | 絵手紙(土曜絵手紙サークル・上戸田絵手紙ルビーの会)   |
|     | 講習会室  | 書道(楽書会)、ペン&淡彩画(ペン&淡彩画サークル)<br>洋菓子(パンとケーキ戸田クラブ)<br>健康と食生活(戸田市食生活改善推進員会) |
| 2・3 | 各階通路  | 図画(戸田第一小学校・戸田南小学校)   |
| 3   | 第2会議室 | 水墨画(陽水会)、絵画(虹彩会)   |

#### 発表

| 時間              | 3/7(土)                   | 3/8(日)                 |
|-----------------|--------------------------|------------------------|
| 10:20~<br>11:30 | 箏曲<br>(初音会)              | 大正琴<br>(千鳥会)           |
| 11:45~<br>12:55 | フォークダンス<br>(あかしやフォークダンス) | 社交ダンス<br>(戸田さくらダンスクラブ) |
| 13:10~<br>14:20 | 社交ダンス<br>(さくらダンスクラブ)     | キッズダンス<br>(台風一家)       |
| 14:35~<br>15:45 | 日舞<br>(日舞樹扇会)            | ギター<br>(戸田ギターサークル)     |

#### 参加

##### 7日

| 階 | 会場    | 内容             | 時間          |
|---|-------|----------------|-------------|
| 2 | 茶華道室  | お茶会(表千家宗光会)    | 10:30~      |
| 3 | 第一会議室 | 囲碁大会(戸田市囲碁同好会) | 10:00~15:30 |

##### 8日

| 階 | 会場    | 内容          | 時間          |
|---|-------|-------------|-------------|
| 2 | 茶華道室  | お茶会(裏千家一絵会) | 10:30~      |
| 3 | 第1会議室 | 将棋大会(将棋連盟)  | 10:00~16:00 |

第38回下戸田公民館まつり平成27年3月14日(土)・15日(日)

展示・販売・参加

| 階 | 会場    | サークル名         | 内容         |
|---|-------|---------------|------------|
| 2 | 小会議室  | アートフラワーサークル   | 展示・販売      |
|   | 中会議室  | さくら絵手紙の会      | 展示         |
|   | 大会議室  | 戸田藍玉の会        | 展示・販売(藍染)  |
|   |       | 東部パッチワーク・サークル | 展示         |
|   | ロビー   | いきいき15会       | 展示・実習(絵手紙) |
| 3 | サークル室 | 袋物サークル        | 展示・販売      |
|   | 工芸室   | 陶芸サークル        | 展示・販売      |
|   |       | 東部七宝サークル虹の会   | 展示・実習・販売   |
|   | 第一音楽室 | 東部パレットサークル    | 展示(油絵)     |
|   |       | とだ写真研究会       | 展示         |

発表

14日

| 時間          | 会場    | サークル名        | 内容       |
|-------------|-------|--------------|----------|
| 10:00~11:00 | 体育室   | 太極拳サークル      | 太極拳      |
| 10:00~12:00 | いこいの室 | ふれあい体操クラブ    | ふれあい体操   |
| 10:00~15:00 | 茶華道室  | 裏千家五月会       | お茶会      |
| 11:30~12:00 | 体育室   | にこにこふれあいクラブ  | タオル体操    |
| 11:00~11:30 | 集会室   | 人形劇つくしんぼ     | 人形劇公演、展示 |
| 14:00~16:00 | 体育室   | フレンズ・オブ・イースト | ソフトバレー体験 |

15日

| 時間          | 会場    | サークル名                     | 内容       |
|-------------|-------|---------------------------|----------|
| 10:00~15:00 | 茶華道室  | 江戸千家景千会                   | お茶会      |
| 10:00~16:00 | 第二音楽室 | あすなろの会                    | 紙芝居・折り紙  |
| 10:20~10:50 | いこいの室 | 八千代海                      | 大正琴の演奏   |
| 11:10~12:00 | いこいの室 | 東部吟友会                     | 詩吟       |
| 11:40~12:00 | 体育室   | プルメリア<br>フラ・アヌヘア<br>レア・レア | フラダンス    |
| 14:00~14:30 | 集会室   | 人形劇つくしんぼ                  | 人形劇公演、展示 |

他多数発表あり

戸田市立図書館貸出券交付申請における代理人申請手続に関する要領  
(趣旨)

第1条 この要領は、戸田市立図書館条例施行規則（昭和58年教委規則第3号。以下「規則」という。）第7条に規定する貸出券の交付に関する手続を代理人が行う場合について、必要な事項を定めるものとする。

(代理人申請)

第2条 貸出券の交付を代理で受けようとする者は、規則第7条に規定する書類及び本人が作成した代理人選任届(別記様式)を提出しなければならない。

(その他)

第3条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、館長が定める。

附 則

この要領は、平成27年1月8日から施行する。



別記様式（第2条関係）

## 代理人選任届

年 月 日

（宛先）

戸田市立図書館・郷土博物館長

申請者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

私は（ \_\_\_\_\_ ）の理由により、戸田市立図書館において、自ら貸出券交付申請手続きをすることができないので、下記の者を代理人と定め、戸田市立図書館の貸出券交付申請手続きの権限を委任します。

代理人 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

※ 申請者本人の住所・氏名の確認ができる書類（複写したものは不可）を持参してください。申請者が、本市に通勤又は通学する者の場合は、勤務先又は学校の所在地が確認できる書類（複写したものは不可）も持参してください。

※ 貸出券の更新の場合は、申請者本人の貸出券を持参してください。